

平成29年度

個別指導等における主な指摘事項
(歯科)

九州厚生局

目 次

I 診療に係る事項

1	診療録等	1
2	基本診療料等	2
3	医学管理等	2
4	在宅医療	3
5	画像診断	4
6	投薬等	4
7	リハビリテーション	4
8	歯周治療	4
9	処置等	5
10	手術	5
11	麻酔	6
12	歯冠修復及び欠損補綴	6

II 請求事務等に係る事項

1	診療報酬明細書の記載等	7
2	保険外併用療養費	7
3	一部負担金等	7
4	領収証・明細書等	7
5	揭示事項等	7
6	届出事項等	7
7	その他の事項	7

I 診療に係る事項

1 診療録等

(1) 診療録

- ① 診療録は保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項を十分に記載すること。
- ② 実際に診療を担当した保険医が、診療の都度、遅滞なく的確に記載すること。
- ③ パーソナルコンピュータ等電子機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので改めること。
診療を行った保険医の署名又は記名押印がない例
- ④ 診療録第1面（療担規則様式第一号（二）の1）の記載内容が不備な次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
ア 開始年月日、終了年月日及び転帰に係る記載がない例
イ 主訴、口腔内所見に係る記載が不十分な例
ウ 歯式（口腔内所見等）に係る記載が不十分な例
エ 傷病名欄のすべてが「P3」と記載されている例
オ 診療報酬明細書には病名が記載されているが、診療録の傷病名欄に病名が記載されていない例
- ⑤ 診療録第2面（療担規則様式第一号（二）の2）の記載内容が不備な次の例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。
ア 症状、所見、処置内容、指導内容及び治療方針の記載が不十分な例
イ 処置内容にブリッジの調整部位の記載がない例
ウ 連合印象の使用材料名の記載が不十分な例
- ⑥ 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので改めること。
ア 診療録に加筆が行われていた例
イ 診療録の一行に複数行の記載が行われていた例
ウ 診療録の枠外への記載が行われていた例
エ 診療行為の手順と異なる記載が行われていた例
オ 診療録に空欄が発生している例が認められたので、斜線により削除しておくこと。

(2) 歯科技工指示書

- 歯科技工指示書に次の記載のない又は不備な例が認められたので改めること。
- ア 患者の氏名

- イ 設計
- ウ 作成の方法
- エ 使用材料
- オ 発行の年月日
- カ 発行した歯科医師の氏名
- キ 保険医療機関の所在地
- ク 歯科技工所の名称及び所在地

2 基本診療料等

初・再診料

再診相当であるにもかかわらず歯科初診料を算定している例が認められたので改めること。

3 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

- ① 診療実日数が初診月の1日のみで継続的管理を行っていない例が認められたので改めること。
- ② 管理計画書について、患者の歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況（全身の状態、基本疾患の有無、服薬状況等）の診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。
- ③ 1回目の管理計画について、診療録の記載内容が画一的又は不十分な例が認められたので、適切な診断に基づいて管理計画を立てた上で歯科医学的に妥当適切な診療を行うこと。
- ④ 文書提供加算について、次の不十分な例が認められたので改めること。
 - ア 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない例
 - イ 患者に提供した文書の記載内容が画一的な例

(2) 歯科衛生実地指導料

- ① 歯科衛生士に対して行った指示内容等の要点を診療録に記載していない例が認められたので改めること。
- ② 患者に提供した文書について、記載内容が画一的であったので、患者個々の状態に応じた歯科衛生士の対応が汲み取れるよう、記載内容の充実を図ること。

- (3) 診療情報提供料
単なる診療内容の報告について、算定している例が認められたので改めること。
- (4) 薬剤情報提供料
 - ① 患者に提供した文書に相互作用、副作用に係る記載がない例が認められたので改めること。
 - ② 同月内で同一の投薬内容の場合に、複数回の薬剤情報提供料を算定している例が認められたので改めること。
- (5) 新製有床義歯管理料
 - ① 患者に提供した文書の写しを診療録に添付していない例が認められたので改めること。
 - ② 患者に提供した文書に記載された内容以外の療養上必要な管理事項の要点について、診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。
 - ③ 患者に提供した文書について、欠損の状態、指導内容等の要点に係る記載が画一的でかつ不十分な例が認められたので改めること。

4 在宅医療

- (1) 歯科訪問診療料
 - ① 歯科訪問診療の際の患者の状態等（急変時の対応の要点を含む）について、診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。
 - ② 歯科診療特別対応加算を算定した日における患者の状態について、診療録への記載が画一的となっている例が認められたので改めること。
- (2) 訪問歯科衛生指導料
 - ① 歯科衛生士等に対して行った指示内容等の要点が、診療録へ記載されていない例が認められたので改めること。
 - ② 患者に提供した文書について、記載内容が画一的な例が認められたので改めること。
- (3) 歯科疾患在宅療養管理料
患者に提供した管理計画書の記載内容が不十分な例が認められたので改めること。

5 画像診断

- ① 歯科エックス線撮影及び歯科パノラマ断層撮影について、診療録への所見記載が不十分な例が認められたので改めること。
- ② 診断に必要な部分が撮影されていない歯科エックス線写真が認められたので改めること。
- ③ 歯科エックス線写真を紛失している例が認められたので改めること。

6 投薬等

- ① 診療録への症状及び所見に係る記載が不十分なために投薬の必要性が明確でない例が認められたので改めること。
- ② 処置内容、症状等にかかわらず、画一的な投薬を行っている例が認められたので改めること。
- ③ 高齢者に対しては、患者の全身状態を十分に把握した上で、必要な投薬を行うこと。

7 リハビリテーション

歯科口腔リハビリテーション料1について、有床義歯に係る調整方法、調整部位及び指導内容の要点の診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。

8 歯周治療

(1) 検査、診断等

- ① 「歯周病の診断と治療に関する指針」（平成19年11月 日本歯科医学会）を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。
- ② 歯周精密検査について、プラークの付着状況の検査結果の診療録への記載がない例が認められたので改めること。
- ③ 歯周基本治療の後に確認の歯周病検査を行わず、補綴治療に着手している例が認められたので改めること。
- ④ 歯周病検査について、次の不備な例が認められたので改めること。
 - ア 検査結果の評価、治療の判断、治療計画の修正等に係る診療録への記載が不十分な例
 - イ 歯周ポケット測定、歯の動揺度検査を実施していない例
 - ウ 混合歯列期歯周病検査について、プロービング時の出血の有無の検査結果が診療録に記載されていない例

(2) 処置、手術等

- ① 歯周疾患処置について、使用薬剤名の診療録への記載がない例が認められたので改めること。
- ② 歯周病検査結果、画像診断所見等から判断して、スケーリング・ルートプレーニングの必要性が乏しいと思われる例が認められたので、検査結果に基づく的確な診断により、適切な治療を行うこと。
- ③ 歯周病安定期治療（Ⅰ）について、歯周組織の状態を維持するため継続的な治療を開始したことがわかるよう診療録に記載すること。

9 処置等

(1) 咬合調整

歯冠形態の修正理由、歯冠形態の修正箇所の診療録への記載が不十分な例が認められたので改めること。

(2) 加圧根管充填処置

根管充填後の歯科エックス線撮影に必要な部位が写っておらず、気密な根管充填が確認できない例が認められたので改めること。

(3) 有床義歯床下粘膜調整処置

- ① 有床義歯床下粘膜調整処置の必要性に乏しい例が認められたので改めること。
- ② 有床義歯床下粘膜調整処置を行った後、床裏装や再製が行われていない例が認められたので改めること。

(4) その他

処置・手術等を実施する際は、必要に応じて画像による確認を行うなどの的確な診断を基に実施すること。

10 手術

抜歯手術

- ① 診療録に部位、症状、手術内容の要点、術後の経過等を記載していない例が認められたので改めること。
- ② 乳歯抜歯における難抜歯加算について、エックス線画像から判断して不適切な算定例が認められたので改めること。
- ③ 骨性の完全埋伏智歯に該当せず、算定要件を満たしていない抜歯手術「4 埋伏歯」が認められたので改めること。

11 麻酔

伝達麻酔（下顎孔又は眼窩下孔に行うもの）について、施行した部位を診療録に記載していない例が認められたので改めること。

12 歯冠修復及び欠損補綴

(1) 補綴時診断料

欠損部の状態、欠損補綴物の名称について、診療録への記載がない例が認められたので改めること。

(2) クラウン・ブリッジ維持管理料

① 患者に提供した文書について、保険医療機関名が記載されていない例が認められたので改めること。

② 患者に提供した文書について、画一的な記載となっている例が認められたので、患者個々の状態に応じた記載となるよう改めること。

(3) 有床義歯

① 残根上に必要があつて有床義歯の装着を行うときは、残根歯に歯内療法、根面被覆処置を行うこと。なお、やむを得ず残根歯に対して歯内療法及び根面被覆処置ができなかった場合は、その理由を診療録に記載すること。

② 有床義歯修理を実施した場合の診療録の記載については、破折部位や修理内容がわかるよう図示するなどの確な記載を行うこと。

③ 有床義歯内面適合法に際し、装着材料料についての診療録記載が不十分な例が認められたので改めること。

II 請求事務等に係る事項

1 診療報酬明細書の記載等

診療報酬明細書の傷病名部位欄に治癒した病名が数か月記載されたままである例が認められたので、不必要な病名は記載しないように留意すること。

2 保険外併用療養費

保険外併用療養費（金属床による総義歯の提供に関する事項）について、届出していない例が認められたので、速やかに九州厚生局へ届け出ること。

3 一部負担金等

- (1) 一部負担金の計算方法に誤りが認められたので改めること。
- (2) 未収金に関する管理簿が作成されておらず、未収金の管理が不十分な例が認められたので改めること。

4 領収証・明細書等

領収証の様式について不備が認められたので改めること。

5 掲示事項等

- (1) 届出している施設基準については、全て院内掲示を行うこと。
- (2) 既に辞退した施設基準を掲示している例が認められたので改めること。
- (3) 保険外併用療養費について院内掲示していない例が認められたので改めること。
- (4) 明細書の無料発行に関する院内掲示について、一部誤りが認められたので改めること。

6 届出事項等

届出事項に変更があった次の例が認められたので、速やかに九州厚生局へ届け出ること。

- ① 標榜時間の変更
- ② 勤務保険医の異動
- ③ 標榜診療科の変更

7 その他の事項

歯科技工指示書は3年保存とすること。